

丹波篠山ワクワク有機農業実施計画

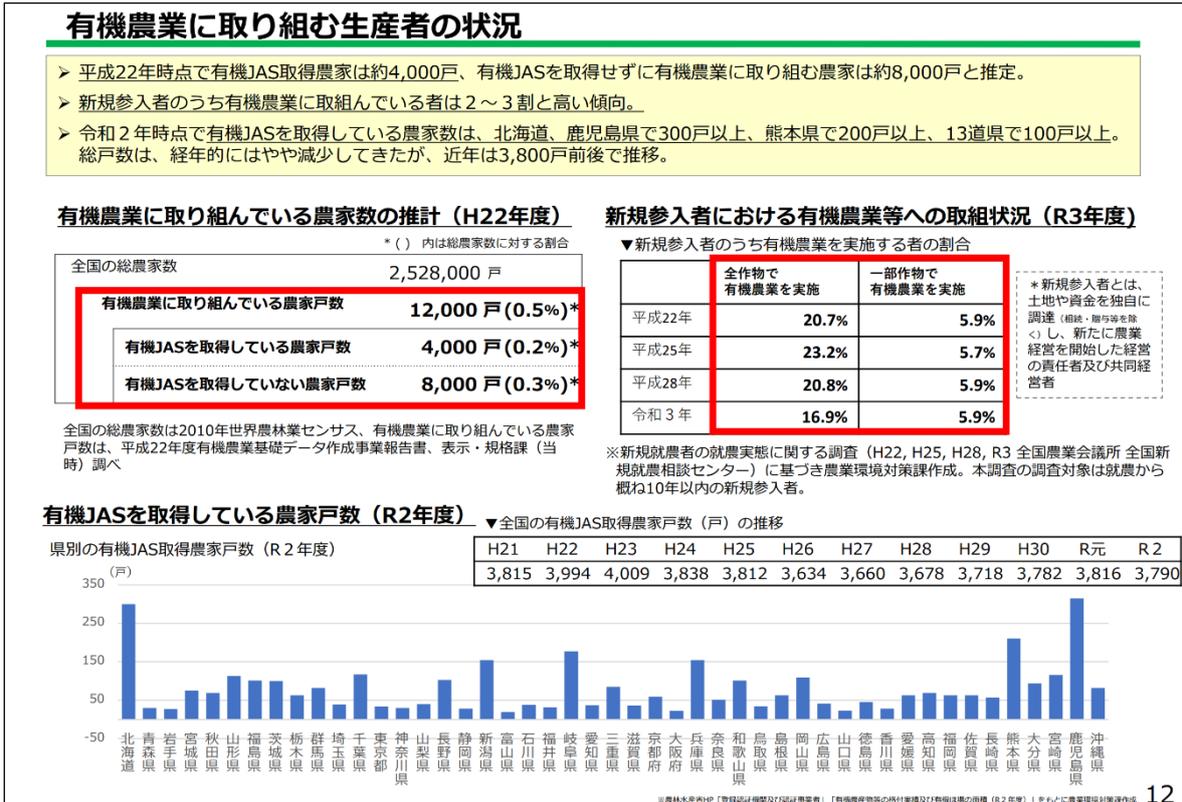
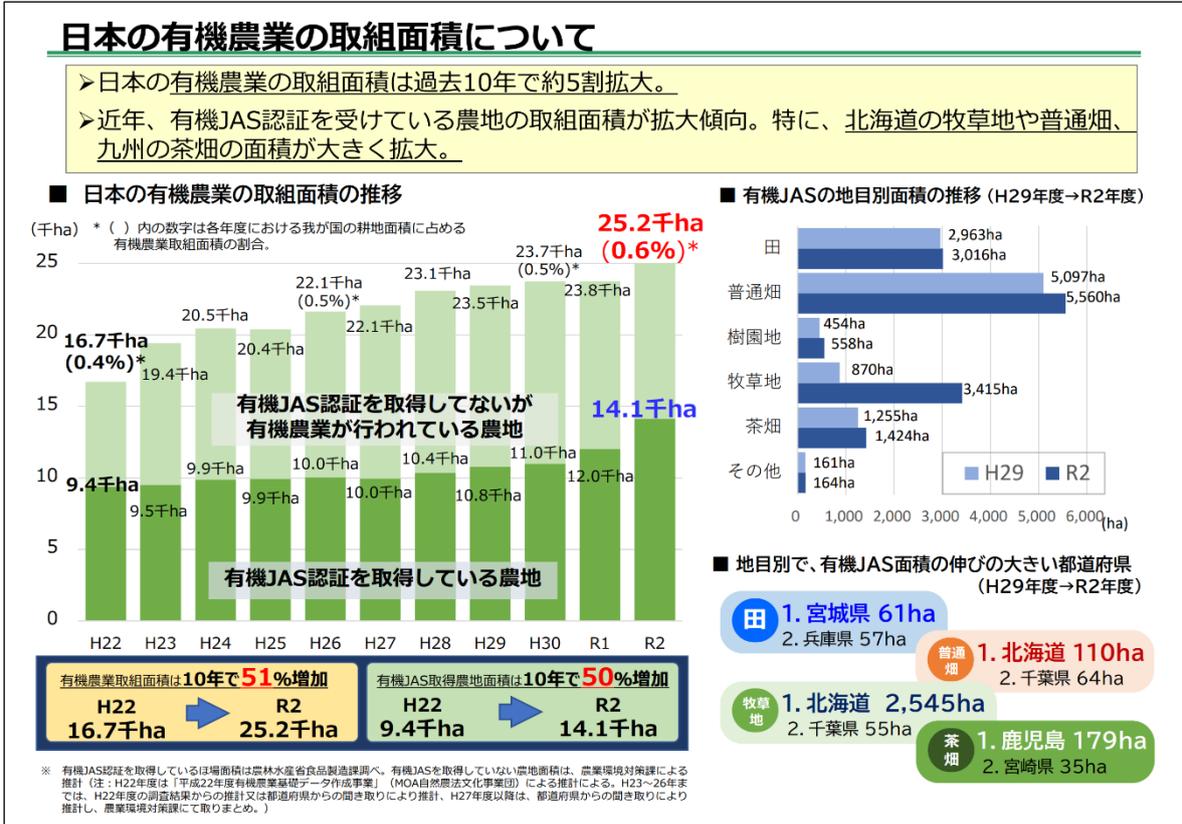
～水と創る農都ものがたり～

資料編

丹波篠山ワクワク農都づくり協議会

1 日本の有機農業の現状

- 日本の有機農業の取組面積は拡大傾向にあり、令和2年(2020年)時点で約2.5万haです。
- また、有機JAS取得農家戸数は3,800戸前後で推移し、横ばい傾向です。



2 みどりの食料システム戦略と有機農業支援施策

- 農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を令和3年(2021年)5月に策定しました。
- 2050年までに目指す姿の1つとして、有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大することが掲げられています。
- 2030年目標としては、有機農業の取組面積は6.3万ha、有機農業者数は3.6万人などが掲げられています。

みどりの食料システム戦略 (概要)

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量(リスク換算)を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリ等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマダコ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発(技術開発目標)
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現(社会実装目標)

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスファンクショナル要件を充実。
※革新的な技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

革新的技術・生産体系の速やかな社会実装

革新的技術・生産体系を順次開発

開発されつつある技術の社会実装

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換(肥料・飼料・原料調達)
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

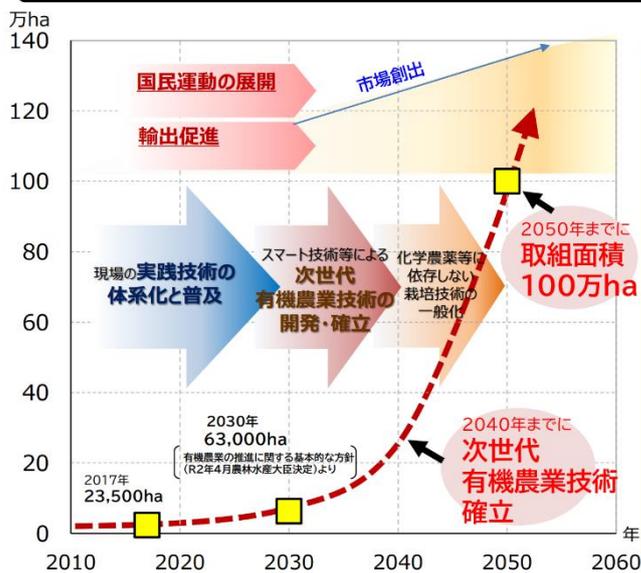
期待される効果

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画(国連食料システムサミット(2021年9月)など)

有機農業の取組の拡大

目標

- ・2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大(※国際的に行われている有機農業)
- ・2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができる次世代有機農業技術を確立



有機農業の推進に関する基本的な方針

推進及び普及の目標

- 10年後(2030年)の国内外の有機食品の需要拡大を見通し、生産および消費の目標を設定。
- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 有機農業の取組面積 | 23.5千ha(2017)→63千ha(2030) |
| 有機農業者数 | 11.8千人(2009)→36千人(2030) |
| 有機食品の国産シェア | 60%(2017)→84%(2030) |
| 有機食品を週1回以上利用する者の割合 | 17.5%(2017)→25%(2030) |

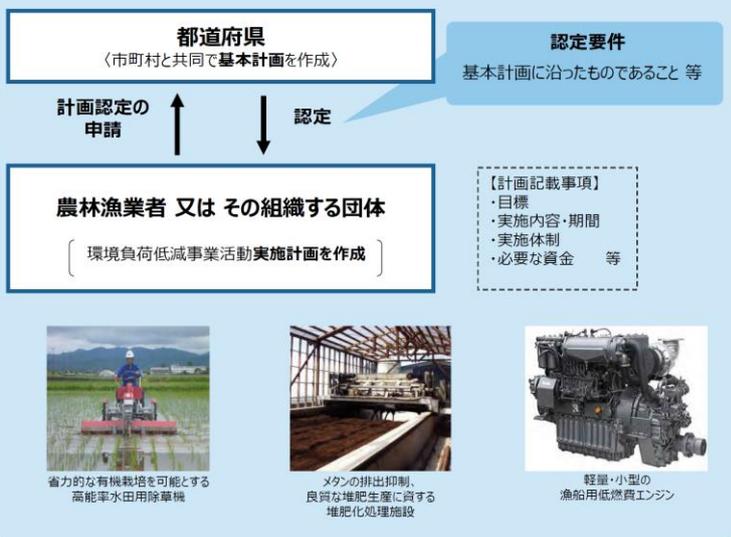
推進に関する施策

- 人材育成
- 産地づくり
- 販売機会の多様化
- 消費者の理解の増進
- 技術開発・調査

環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

- 都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制・金融措置により支援。

認定スキーム



支援措置

農林漁業者等向け

- **課税の特例 (法人税・所得税)**
環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制 (特別償却)
- **農業改良金融通法の特例**
・貸付資格認定の手續のワンストップ化
・償還期間の延長 (10年→12年)
- **林業・木材産業改善資金助成法の特例**
- **沿岸漁業改善資金助成法の特例**
・貸付資格認定の手續のワンストップ化
・償還期間の延長 (10年→12年 等)

- **家畜排せつ物法の特例**
・日本公庫による長期低利資金 (畜産経営環境調和推進資金) の貸付適用
〔メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する堆肥化施設等の整備を支援〕

関連する措置を行う食品事業者向け

- **食品等流通法の特例**
・日本公庫による長期低利資金 (食品流通改善資金) の貸付適用
〔環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を用いた食品の製造・流通施設の整備等を支援〕

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を受けられます。

[人材育成支援に関する施策]

・環境保全型農業直接支払交付金

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。**

- ① **対象者**: 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② **対象となる農業者の要件**
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動 (技術向上や理解促進に係る活動等) に取り組むこと
- ③ **支援対象活動**
化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動 (**有機農業等**)
- ④ **取組拡大加算 (令和 4 年度拡充事項)**
有機農業の**新規取組者の受入れ・定着に向けた活動への支援 (4,000円/10a) を拡充**

【支援対象取組・交付単価】

▶ 全国共通取組

国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^(注2) に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
	堆肥の施用	4,400円
	カバークローブ	6,000円
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400円 (3,200円)
	草生栽培	5,000円
	不耕起播種 ^(注3)	3,000円
	長期中干し	800円
	秋耕	800円

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組 (冬期湛水管理、炭の投入等)

詳しくは↓



・有機農業指導員の育成

都道府県が、**有機農業指導員を育成するための研修費、指導員による指導活動のための旅費、謝金等**を支援

令和2年度 17府県で 131人育成 (実績ベース) → 令和3年度 26府県で 245人育成 (実績ベース) → 令和4年度 までに累計 500人以上 育成を目標

※有機農業指導員とは

一定の研修等を受講 (または実務経験を有) し、有機農業の栽培技術や有機 JAS 制度等について指導・助言を行う者。

普及指導員等の都道府県職員その他、営農指導員等の農業協同組合職員、市町村職員、民間企業の社員、熟練有機農業者等を任命することが可能。

・新たに有機農業を開始する者の技術習得支援

新たに**有機農業に取り組む農業者** (国際水準の有機農業を開始して5年以内または今後取り組む予定) の**有機 JAS 認証の研修受検等**を支援。



詳しくは→

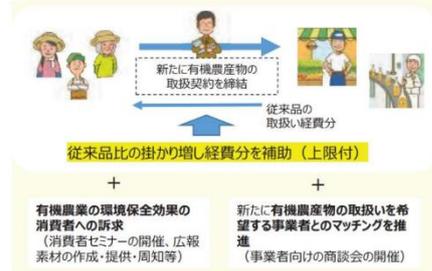
令和4年度より、**品目別の栽培技術講習会を開催予定**

※ 水稲、野菜、果樹等の有機農業者や指導者等からのご講演を調整中

[バリューチェーン構築・消費者理解確保に関する施策]

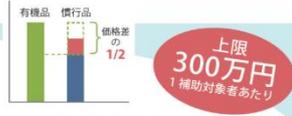
・有機農産物の新規取引／取引拡大への支援

有機農産物の新規取り扱いに伴う掛かり増し経費を支援するとともに、環境保全効果の消費者への訴求や生産者と事業者とのマッチングを推進



補助対象事業者と取引

- 有機農産物を生産する有機農業者・団体（環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組対象の農産物及び農業者含む）
 - 食品事業者（小売事業者、飲食サービス事業者、加工食品製造事業者）
 - 流通事業者（食品事業者と取引がある者に限る）
- ※ 令和3年度以前から農産物の取引実績があること。
 ※ 団体・組合・事業等の存在・拠点等が不明瞭な場合は、対象から除外される場合があります。
 ※ 申請は取引を行う農業者・事業者どちらでも可能ですが、補助を受けるのは申請された一方のみです。
 ※ 重複・トラブルを防ぐ為、申請された際に取引相手へも確認のご連絡をさせていただきます。



詳しくは↓



有機農産物を生産する農業者との直接取引のみが対象

・国産有機サポーターズ

国産の有機食品の需要喚起に向け、農林水産省が、事業者の皆様と連携して取り組んでくためのプラットフォーム



令和4年9月現在
92社が参画



・消費者・事業者への訴求

流通・加工・小売等の事業者と連携した需要喚起の取り組み、有機加工食品制度や表示等に関するセミナー等を実施。



加工食品メーカー・食品流通関係者を中心とした関係者向けに講習会を開催

高付加価値商品としての有機農産物・加工品と売り場づくり
 会場：スーパーマーケットトレードショーにあわせたオンライン配信
 会期：2022年2月16日（水）～2月28日（月）
 ※同時にスーパーマーケットトレードショーに出展ブースを設け、食品業界に向けて国産有機サポーターズ事例集の配布と有機食品の紹介を実施

・輸出支援

有機農産物・有機加工食品の輸出に向け、有機 JAS 認証の取得や輸出向けの商談会・展示会への出展等を支援

詳しくは→



過年度の取組事例はこちら↓



